

## 【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：佐藤 史郎  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2007年9月25日  
学位論文の題名：

「非核兵器国の安全保証」の論理  
—秩序／無秩序、平等／不平等—

審査委員：足立 研幾（主査）  
中達 啓示  
石川 卓（東洋英和女学院大学）

### <論文内容の要旨>

核拡散をめぐる問題は、とりわけ冷戦終焉以後、国際政治におけるもっとも重要な課題の一つとなっている。核拡散を防止するために、1968年には核拡散防止条約（Non-Proliferation Treaty：NPT）が署名され、2007年4月時点で189カ国が締約国となっている。このようにNPTは、軍縮・不拡散の歴史上最も普遍的な条約であるが、同時に不平等性を内包するものである。すなわち、NPTは非核兵器国には核兵器の製造・取得の放棄を迫る一方で、核兵器国の核兵器製造・取得を認めている。無論、NPTは核兵器国が核軍縮に向けて誠実に交渉を行うことを規定しており、実際に核兵器が全廃されるならば、このような不平等性は解消されよう。しかしながら、核兵器国の核軍縮は遅々として進まず、そのことが、非核兵器国が核兵器保有を目指す原因の一つとなっている。実際、インド、パキスタンやイスラエルといった事実上の核兵器国が登場し、加えて北朝鮮やイランといった国が核開発へと突き進む中、NPT体制の信頼性は大きく揺らいでいる。

そうした中、非核兵器国の安全保障上の懸念を払拭し、NPT体制の実効性を高めるために、非核兵器国に対する安全保証（Security Assurance）をいかに提供するのかという問題に対する関心が近年高まりつつある。非核兵器国は、NPT体制

の下では、自衛のためであっても核兵器保有するというオプションを放棄している。それゆえ、核軍縮が一向に進展せず、むしろ拡散する傾向がみられる中で、非核兵器国に対して核兵器の威嚇・使用からの安全を保証することができないのであれば、非核兵器国がNPT体制にとどまるメリットを見出せなくなる。

非核兵器国への安全保証については、非核兵器国が核兵器の威嚇・使用を受けた際に、核兵器国が援助を行うことを約束する積極的安全保証と、核兵器国が非核兵器国に対して核兵器の威嚇・使用を慎む旨約束する消極的安全保証の二つがある。本論文は、この積極的安全保証と消極的安全保証が、実際に供与された場合、NPT体制に対していかなる政治的インパクトを有するのかを、以下のような構成の下で考察するものである。

本論文の構成は以下の通りである。

### <構成>

序章 本研究の背景、意義、構成  
第一章 NPTにおける不平等性と核軍縮の論理—<秩序だった平等>の模索—  
第二章 積極的安全保証の論理—「秩序だった不平等」の緩和、維持、強化—  
第三章 消極的安全保証の論理—「秩序だった不平等」の緩和、解消、維持、強化—  
終章 本研究の結論  
補章 理想主義的現実主義者の「消極的安全保証」論—理想主義と現実主義を越えて—

### <各章の概要>

序章においては、「非核兵器国の安全保証」がなぜ問題となるのか簡単に触れた上で、「非核兵器国の安全保証」問題に関する先行研究が、実際に「非核兵器国への安全保証」が確保された場合に、NPT体制にどのようなインパクトを与えるのか十分に検討していないことを指摘し、本論文がそうした政治的インパクトについて考察するものであるとの位置づけを明確にしている。

次に第一章では、なぜ非核兵器国がNPTにお

ける不平等性を承認しているのかについて、重要な先行研究の一つであるジョセフ・ナイの論文を手掛かりに考察を進めている。ナイは、「核拡散に対処しない結果として国際社会が無秩序になるよりも、不平等なNPTの下であっても核拡散に対処するほうが国際社会に秩序がもたらされると考える結果（秩序立った不平等）、非核兵器国が不平等なNPTを承認することは合理的」であると指摘している。これに対して、本論文は、NPT第6条の形成過程を実証的に検討した上で、非核兵器国がNPTの不平等性を受け入れた背景には、核兵器国が核軍縮を実行することによってNPTにおける不平等性が解消されていくという前提があったと論ずる。すなわち、NPTにおける不平等性は、あくまで核兵器国による核軍縮の実行を前提とした「一時的」なものとして承認されていると主張している。それゆえ、ナイのいうような「秩序だった不平等」という論理のみでは、非核兵器国がNPTを承認した理由は十分に説明できず、むしろNPTにおいて核兵器国が負っている核軍縮交渉を行うという政治的義務が覆い隠されてしまう危険性があることを指摘している。

いずれにせよ、(一時的にだとしても) NPTが核兵器国の存在を認めている以上、非核兵器国が核兵器の威嚇・使用の脅威にさらされる可能性は存在する。そうした安全保障上の脅威を払拭するための手段として注目されている積極的安全保証、及び消極的安全保証について、それが供与された場合の政治的インパクト、とりわけNPTに対するインパクトについて考察したのが、第二章、及び第三章である。

第二章では、法的拘束力を有する積極的安全保証の供与が、NPT体制への信頼性を高める上で実際に有効な手段となりうるのか検討している。確かに、積極的安全保証は、非核兵器国が核兵器による威嚇・使用の脅威を受けた際に、核兵器国が援助を行うことを約束するものであるため、非核兵器国の安全保障上の懸念を除去する可能性を有している。しかしながら、法的拘束力を有する積極的安全保証は、核戦争勃発の危険性を高める

効果を有する。さらに、核兵器の政治的・軍事的役割を高めてしまう可能性がある。つまり、積極的安全保証は、核兵器国の核兵器に依存して非核兵器国の安全を確保しようとするものであるため、核軍縮の実現にとってはかえってマイナスの効果を有する可能性がある。非核兵器国がNPTの不平等性を「一時的」なものとして受け入れているとするならば、NPT体制の不平等性を維持・強化する積極的安全保証は、NPT体制への信頼性を高めるどころか、かえってNPTへの信頼性を掘り崩す効果を持ちかねない、というのが本章の主張である。

第三章では、法的拘束力のある消極的安全保証の供与が、NPT体制への信頼性を高める上で実際に有効な手段となりうるのか検討している。法的拘束力のある消極的安全保証は、非核兵器国に対する核兵器の威嚇・使用を核兵器国が憤むというものであり、非核兵器国が抱く安全保障上の懸念を払拭させるものである。また、消極的安全保証は、核兵器の政治的、軍事的役割を低下させる効果も有し、核軍縮を進めていく上でも第一歩となりうる。しかしながら、核兵器国は、法的拘束力のある消極的安全保証を供与することによって非核兵器国の批判をかわし、かえって核兵器を保有し続けようとする可能性がある。また、核の傘に自国の安全を依存する非核国は、法的拘束力のある消極的安全保証が供与されるとかえって自国の安全保障上の懸念が増す恐れがある。その結果、低下した安全保障レベルを強化すべく、非核兵器国が核兵器の製造・取得というオプションを再考する可能性がある。すなわち、法的拘束力のある消極的安全保証の供与もまた、核兵器国が核兵器を温存する口実を与えたり、あるいは核拡散を引き起こす恐れすらあると論ずるのである。また、消極的安全保証には、それが遵守されない場合の保証がないという問題、核兵器保有を禁止するわけではないという問題が存在する。それゆえ、核兵器国に脅威を抱いている非核兵器国にとって、核兵器国が核兵器を保有し続ける限り、たとえ法的拘束力のある消極的安全保証が供与されたとし

ても、安全保障上の懸念を払拭することはできないというのが本章の主張である。

終章では前章までの議論をまとめた上で、非核兵器国の安全保証は、核兵器国による核兵器保有を前提として、安全保障を確保しようとするアプローチに過ぎないものと論じている。しかしながら、消極的安全保証は、核軍縮と適切に組み合わせられるならば、核兵器の軍縮・不拡散措置として重要なアプローチであると結論付けている。

また、補章では、以上の議論を東アジア地域に具体的に当てはめて考察し、日本をめぐる消極的安全保証と核の傘の関係について検討している。

#### 〈論文審査の結果の要旨〉

本論文の概要は上記のとおりであるが、本論文は次の点で特筆すべき内容を有している。

核兵器問題に関する研究は数多く存在するものの、非核兵器国の安全保証問題とNPTの不等性との関係について考察した論考はまれであり、本論文は学問的独創性を有している。そもそも、非核兵器国への安全保証の問題は、非核兵器国の安全保障上の懸念を緩和し、核拡散を防ぐためのアプローチであるとみなされることが多く、NPTの不等性の緩和を目指すものとはあまり考えられていない。しかしながら、NPTの不等性が解消へ向かっていない現状が、すなわち核兵器国の核軍縮が遅々として進まず依然核兵器の軍事的・政治的重要性が高い現状が、核拡散問題を引き起こしている主たる原因の一つになっているとすれば、非核兵器国の安全保障上の懸念を完全に払しょくするためには、NPTの不等性の解消、つまりは核軍縮が必要となる。そうだとするならば、核拡散を防止するために検討されている積極的安全保証、消極的安全保証が、NPTの不等性に対していかなるインパクトを有するかを検討することは必要不可欠である。本論文は、これまで十分に検討されてきたとは言い難い非核兵器国の安全保証問題とNPTの不等性との関係について、論理的かつ相当の分量を持って体系的に議論したものであり、その学問的意義は大き

い。

また、積極的安全保証にせよ、消極的安全保証にせよ、それを求める人々の間には、非核兵器国への安全保証さえ供与すれば問題が解決するかのような考えを抱く理想主義者が存在する。本論文は、そうした理想主義を「非現実的」と一蹴するのではなく、実際に非核兵器国への安全保証が供与された場合の政治的影響について論理的に考察し、それがかえってNPTの不等性を維持・強化するという逆説的效果を持ちうることを示すことによって、説得力のある理想主義批判を行うことに成功している。

加えて、本論文の一部は、すでに学術論文、著書、学会報告（日本国際政治学会、日本平和学会、British International Studies Association）によって公表されており、高い評価を得ている。下記に学術論文、著書として公刊されているもののみ示す。

- ・「〈研究ノート〉NPTにおける不等性と核軍縮の論理—『秩序立った平等の模索』、1967～2000』『立命館国際地域研究』第22号、2004年3月、315-331頁。
- ・「NPTにおける不等性と積極的安全保証の論理—『秩序立った平等』の維持と〈秩序立った平等〉からの別離』『立命館平和研究』第8号、2007年3月、57-66頁。
- ・「NPTにおける不等性と消極的安全保証の論理—『秩序立った平等』の達成と『無秩序な平等』への回帰』『立命館国際関係論集』第5号、2005年10月、25-41頁。
- ・「乾いた風にさらされる『消極的安全保証』」安齋育郎教授退職記念論集編集委員会編『平和を拓く』かもがわ出版、2006年2月、154-167頁。

以上が本論文の評価すべき点であるが、次のような問題点も指摘しておかなければならない。

第一に先行研究のサーベイであるが、積極的安全保証、消極的安全保証に関する文献を集中的にあたるあまり、核問題、核軍縮、NPT体制に関

する文献のサーベイが若干不十分である。こうした文献には積極的安全保証、消極的安全保証という用語は用いていなくとも、本論文と同様の問題意識の下、核問題を論じているものが少なくなく、より幅広い文献のサーベイが行われればさらに深みのある議論が展開できたと思われる。

第二に、「秩序／無秩序」という用語についてである。これらの用語は、本論文のキーワードであるにもかかわらず、その意味するところの検討が十分になされているとは言い難い。たとえば、NPTは「秩序ある不平等」であるが、将来的には核軍縮を通して、「秩序ある平等」へと向かうべきだと本論文は主張している。しかしながら、核廃絶をすれば達成される「秩序ある平等」とはいかなるものなのか。その際、「秩序」とはいかなる意味で用いているのか十分に明確に示されているとはいえない。

第三に、本論文では非核兵器国の安全保証問題とNPTの不平等の関係を論理的に考察することに焦点を当てているため、多くの重要な論点を捨象している。もちろん、これは論文の性質上やむを得ない面もあるが、重要な論点についてはもう少し丁寧な言及があってもよかったように思われる。たとえば、積極的安全保証については、同盟や二国間のものが一般的であるにもかかわらず、これらについては検討していない。また、積極的安全保証は必ずしも核による軍事的援助に限定されるものではない。にもかかわらず、非軍事的援助のみならず、通常兵器による援助についても考察の対象から外している。非核兵器国の安全保証の問題にとって、核と通常兵器の問題も非常に重要な論点であり、また本論文が「安全保障論の観点から」と自らを位置づけているだけに、この点若干でも考察・言及があれば論文の説得力が増し

たと思われる。また、NPTの第6条の形成過程を検討し、核軍縮の要求（秩序立った平等の希求）が当初より存在したことを示しているが、そうした要求をしている国がどういう意図・背景からそのような要求をしているのかは一切検討されていない。「秩序立った平等」を求める声がNPTには当初より存在し続けていたという事実が本論文の議論の重要な土台となる部分を占めているだけに、この点についてはもう少し丁寧な検証が必要であろう。

以上の諸点は、佐藤氏の今後の一層の研究の積み重ねにより、克服されていくべきではあるが、本論文の学問的独創性を損なうものではない。

審査委員会は、3名による審査に加え、2008年1月7日には公開審査会を実施し、本人からの詳細な内容の報告をもとに、忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。その結果を踏まえ、審査委員会は、本論文が立命館大学学位規程第18条第1項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、イギリスのブラッドフォード大学大学院平和学研究所を修了し（国際政治学・安全保障学修士）、英語での研究報告経験も有している事実から、語学力を十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本審査委員会は、本論文提出者に対し、博士（国際関係学 立命館大学）の学位を授与することを適当であると判断する。

氏 名：山 根 健 至  
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2007年 9 月25日  
学位論文の題名：

ポスト・マルコス期フィリピンにおける  
軍と政治  
権威主義体制の残滓・エリート民主主義・国家

審 査 委 員：松下 冽（主査）  
                  本名 純  
                  田巻 松雄（宇都宮大学）

#### 〈論文内容の要旨〉

途上国における権威主義体制あるいは軍事政権の時代が終わり、民主主義体制の形成・定着に向かう「過渡期」の諸問題を対象とする研究においては、政軍関係の分析は避けて通れない不可欠の研究課題である。また、その際、物理的強制手段を独占する軍部との関係を調整・統制し、政治的安定を確保し、「民主主義」体制を定着させる政策と戦略を構築することは、文民政権にとって実践的かつ困難な課題でもある。

本論文は、このようなきわめて重要な現代的テーマを、フィリピンにおけるポスト権威主義体制を対象にして意欲的に取り組んだ優れた成果である。すなわち、本論文は、ポスト・マルコス期における政軍関係の展開を、フィリピンの国家・社会および民主主義の内実とその変容との相互関係の視点から分析した研究である。本論文の独自性は、ポスト・マルコス期における政軍関係の不安定化要因として、「政治化する国軍」の動向だけでなく、国軍の動向に影響を及ぼす社会的・構造的制約としての「エリート民主主義」と「国家の家産制的特徴」に注目し、これらの諸要素を本論文の分析に巧みに組み込んでいる点にある。

本論文の構成は以下の通りである。

序章：問題の所在と分析の視角—ポスト権威主義における民主主義の定着と軍部—

- 1章：フィリピンにおける政軍関係の歴史的展開—エリートと国軍—
  - 2章：権威主義体制の残滓とアキノ政権成立直後の政軍関係—国軍の反抗と民主主義への適応—
  - 3章：民主主義定着期のフィリピンにおける政軍関係—議会政治における国軍の影響力の減少—
  - 4章：ラモス政権の開発志向と国軍の役割の展開—政府・官僚機構への退役軍人の進出を中心に—
  - 5章：軍人と政治家の個別の関係と政軍関係—エストラーダ政権崩壊前後を中心とした試論的考察—
  - 6章：国軍反乱派とフィリピンの民主主義—民主主義定着のなかの権威主義体制の残滓—
- むすびにかえて

論文内容を簡単に要約すると、序章では筆者の「問題の所在と分析の視角」が、S.ハンチントン、J.リンス、S.ファイナー、A.ステパン、F.アゲイロ、G.オドーネル、P.シュミッター、M.アラガッパ、D.ワーフェル、武田、大野、吉川、伊藤、など多くの内外の先行研究を踏まえて提示されている。その視点とは、上述の繰り返しになるが、「政治化した国軍に代表される権威主義体制の残滓」、「エリート民主主義との関係」、「国家の特質、とりわけ国家の家産的特徴が与える影響」、以上の三要素である。

1章は、フィリピンの政軍関係の歴史的展開を先行研究（C.H.ランデ、B.J.カークフリード、R.ケスラー、木村、田巻、浅野、藤原など）に依拠しつつ検討している。そこでの問題意識は、国軍がエリート民主主義にどのように組み込まれてきたのか、そこでの国軍の役割はなんであったか、国家の家産的特徴の影響が政軍関係にどのように現れたか、以上の諸点である。

また、この章では、歴史的に軍人と政治家が個

別的にクライエントリズム関係を構築し、国軍が政治家の政治的資源・道具となることが慣習化し、その結果、軍人がエリート間政治に組み込まれてきた政軍関係の歴史的展開を考察している。

2、3章では、政治化した国軍の政治的影響力の変遷を、議会政治の場における政治家との関係を中心に考察している。2章は、1986年の「二月政変」後のアキノ政権と国軍との不安定な関係が論じられている。また、3章では安全保障関連問題をめぐる政治過程における国軍、大統領、議会の関係に、とくに、1992年の選挙における退役軍人の進出、国軍近代化法制定過程に焦点を当てた分析となっている。

4章では、ラモス政権期における国軍の役割拡大をこの政権の政策課題、とくに開発志向の政策との関連で考察している。とくに、国軍の開発への参加とも連動して、政府・官僚機構への退役軍人の進出が、Philippine Daily Inquirerの独自分析と整理を通じて詳細かつ説得的に分析されている。

5章は、エストラダ政権崩壊前後の政軍関係に焦点を当て、政治危機の時期における国軍、国家警察に役割を検討している。加えて、この政治危機前後の時期における国軍および国家警察将校と政治家との関係や両組織の人事を中心とした政軍関係の展開を分析することを通じて、エリート間の政治に国軍が組み込まれていく実態を考察している。なお、本章でもPhilippine Daily Inquirer、Manila Chronicle、Manila Standard、Business Daily、Business Worldなどの新聞をうまく活用し、分析を加えている。

6章では、民主主義の定着期にあったフィリピンにおいて、政治化した国軍を象徴する国軍反乱派若手将校グループの国軍改革運動（RAM）が、いかにして民主主義の枠組みに組み込まれ、民主主義がRAMをどのように変容させていったのかを検討している。加えて、近年における若手将校の反乱現象との関連性、連続性、類似性を検討している。

以上、本論文は、フィリピンにおける政軍関係の安定化と文民統制の確立のためには、「権威主義体制の残滓」としての「政治化した国軍」の考察のみならず、国家の家産的特徴と「エリート民主主義」がフィリピンの政治社会に及ぼす様々な影響を総合的に分析する必要性を提起し、またこの提起に基づきポスト・マルコス期フィリピンを具体的・実証的に論じている。

#### <論文審査の結果の要旨>

本論文の審査過程で明らかにされた特徴点および独創性と成果は以下の通りである。

1. 政軍関係研究のニーズが高まっている今日、本論文は、適切で鋭い問題意識を持ち、きわめて意欲的な研究課題を設定した取り組みである。
2. マルコス政権からエストラダ政権期（そして、アロヨ政権期を若干含めて）に至るまでのフィリピンの政軍関係の動態を歴史的・政治史的アプローチから論理的・実証的に考察した研究は、わが国における先駆的の意味をもっている。また、この研究により、途上国におけるポスト権威主義体制の多様な民主化過程の具体的な1実例を提示できたことも比較政軍関係研究の分野に貢献したといえる。
3. 政軍関係を分析する際に、「政治・軍」関係のみならず、多様なファクター、政治・社会構造を歴史的・動態的に検討することの重要性がフィリピンを事例として提示されているが、この枠組みは途上国における政軍関係分析一般にも貢献できる。
4. 政軍関係およびポスト権威主義に関する幅広い先行研究を踏まえ、また、フィリピン国立大学第三世界研究所における客員研究員の時期に収集した一次資料、現地新聞、雑誌などの分析、さらには関係者とのインタビューを本論文に適切に活用した点は高く評価できる。

他方、本論文の審査過程では以下のような課題も指摘された。

〈学位論文要旨および審査要旨〉

1. 本論文が政治史的・実証的アプローチを中心に記述されているため、論文提出者の問題意識と課題が十分に展開し切れていない点も若干ある。これは「地域研究」か、あるいは「政治学研究」か、といった審査委員からの質問にあらわれた。
2. フィリピン軍自体の研究が今後さらに深められる必要がある。例えば、軍の人事・昇進問題、軍内部のパワー・ポリティクス（制度的なライバル関係）、ローカルな軍政関係、軍 - ビジネス関係などの考察は、軍政関係をさらに深めるための今後の課題として残される。
3. 技術的問題だが、ポスト・マルコス期における各政権の基本的な性格がより明確にされる必要があった。これは体制の「変化」と「連続性」を明確にし、ポスト・マルコス期における軍政関係の展開を動的に考察するため必要となる。例えば、エリート民主主義と国家の家産制の特徴の残滓との関連で、マルコス期はアブノーマルな時代であったのかどうかという疑問が提示されよう。
4. 最後に、過大な要望では、人物の描き方が

「無機質」的であり、若干、工夫する必要がある。また、国際的契機を踏まえた政軍関係の分析も今後の課題として残る。

これらの指摘は、本論文の積極的価値と意義を全く減ずるものではない。むしろ、審査員は、本論文提出者にたいする将来的な期待とその現実的可能性を込めたアドバイスである。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位にふさわしい学力を有していることを確認した。また、数多くの英語文献を参照し、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して博士（国際関係学 立命館大学）の学位を授与することを適当と判断する。

氏 名：中 川 涼 司  
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2008年 3月28日  
学位論文の題名：

中国のIT産業  
—経済成長方式転換の中での役割—

審 査 委 員：板木 雅彦（主査）  
大島 堅一  
丸山 伸郎（拓殖大学）  
夏目 啓二（龍谷大学）

### <論文内容の要旨>

提出論文は、2007年 3月31日にミネルヴァ書房よりMINERVA現代経済学叢書91として刊行された単著である。本文336ページ、参考文献・サイト一覧15ページ（欧文献、中国語文献、日本語文献）、全4部・序章、終章を含めて14章だての構成をとっている。各章の構成は、以下の通りである。

序 章 本書の基本課題と分析フレームワーク  
第Ⅰ部 中国の経済成長方式転換を巡る理論状況  
第1章 中国の経済成長方式転換を巡る中国内外の議論とIT産業  
第2章 経済学モデルと経済成長モデル  
第3章 「重化学工業段階」・「新型工業化路線」論争の意義  
第Ⅱ部 中国のIT産業と情報化の発展構造  
第4章 中国IT産業の歴史的発展構造  
第5章 中国IT産業の労働、資本、技術、輸出入の構造  
第6章 中国経済の情報化と経済成長方式の転換  
第Ⅲ部 中国IT産業諸領域の発展構造と課題  
第7章 聯想集団の発展と転換点—IBM PC事業部門買収の意義  
第8章 中台半導体産業と兩岸関係  
第9章 中国電気通信業の発展過程と今後の展望  
第10章 中国における第3世代移動通信を巡る論争

第Ⅳ部 IT多国籍企業と中国  
第11章 IBMとマイクロソフトの対中戦略  
第12章 対中サービス直接投資とITサービス  
終 章 中国IT産業の中国経済成長方式転換における意味

各章の要旨は、以下の通りである。

第Ⅰ部 中国の経済成長方式転換を巡る理論状況  
「第1章 中国の経済成長方式転換を巡る中国内外の議論とIT産業」では、多数の文献を渉猟しつつ、中国の経済成長方式転換を巡る国際的な、また中国国内的な議論状況が詳しく検討されている。

「第2章 経済学モデルと経済成長モデル」では、中国を代表する経済学者であり、経済成長方式転換の主要論者である呉敬璉が提起した経済成長モデルの検討を通じて、中国の経済成長方式についての理論的な意味が掘り下げられている。

「第3章 『重化学工業段階』・『新型工業化路線』論争の意義」では、呉敬璉等による「重化学工業段階」論と「新型工業化路線」論の論争が丁寧にフォローされている。

第Ⅱ部 中国のIT産業と情報化の発展構造

「第4章 中国IT産業の歴史的発展構造」では、中国IT産業の歴史的な発展構造について分析され、とくに第7次5ヵ年計画（1986～1990年）の策定に当たってとられた政策転換、すなわち「民族主義からプラグマティズム」への政策転換が論じられている。

「第5章 中国IT産業の労働、資本、技術、輸出入の構造」では、中国におけるIT産業の特徴が、労働・人材、固定資本投資、研究開発、輸出入の各側面から分析されている。

「第6章 中国経済の情報化と経済成長方式の転換」では、ITにかかわる情報化の側面に注目した分析がおこなわれており、中国における情報化の概念、情報化の歴史的発展段階、情報化の国際比較、情報化と経済成長の問題が検討されている。

る。

### 第Ⅲ部 中国IT産業諸領域の発展構造と課題

「第7章 联想集团の発展と転換点－IBM PC事業部門買収の意義」では、中国のコンピュータ産業政策の転換に最も適合的な戦略でトップメーカーに成長し、さらに、IBMのPC部門買収によって世界第3位のPCメーカーにまで成長した联想集团の発展構造とその課題が明らかにされている。

「第8章 中台半導体産業と两岸関係」では、中国IT産業の2大弱点の一つである半導体産業の展開について検討する。ここでは、中国の半導体産業がファウンドリー（受託生産専業）ビジネスを核とする台湾モデルを採用していった経緯と、その政治経済的な背景が明らかにされている。

「第9章 中国電気通信業の発展過程と今後の展望」では、IT産業のもう一つの柱である電気通信業についての発展構造が明らかにされている。

「第10章 中国における第3世代移动通信を巡る論争」では、第三世代移动通信に関する中国国内の論争について紹介されている。政策的には2008年の北京オリンピックまでに事業を開始するという決着がついたが、この論争は移动通信を巡る中国の現状と政策課題を鮮明にするという役割を果たしたことが論じられている。

### 第Ⅳ部 IT多国籍企業と中国

「第11章 IBMとマイクロソフトの対中戦略」では、IT業界の両巨頭であるIBMとマイクロソフトの戦略転換と中国とのかかわりが分析されている。

「第12章 対中サービス直接投資とITサービス」では、第3次産業の発展が、WTO加盟の結果であるサービス分野の開放とサービス直接投資の受け入れによってもたらされているかどうか、また、そのうちでもITサービスがその牽引役としての役割を果たしているかどうかを検討されている。

「終章 中国IT産業の中国経済成長方式転

換における意味」では、これまでの検討を総括して今後の展望が与えられている。

### 〈論文審査の結果の要旨〉

1978年末に改革開放路線へと大きく舵を切った中華人民共和国は、天安門事件前後の混乱期を経て、今日に至るまで急速な経済成長を実現している。21世紀に入ると、さらなる経済発展を可能にするために「知識経済化」や「新型工業化路線」といった新政策が打ち出された。その中でIT産業（コンピュータ産業と電気通信業）は、まさに新時代を牽引するリーディング産業として、経済全体の生産性向上の鍵を握る部門として内外の注目を集めている。

このような中国IT産業を分析の俎上に載せることは、今後の中国経済の動向を占うものとして重要であるばかりでなく、途上国工業化の新展開に学問的分析のメスを入れるものとして、きわめて重要な学問的意義を有するものである。具体的には、従来の中国IT産業研究に数多く見られた短期的・表面的な「産業動向分析」のアプローチを取らず、中国経済の歴史的発展過程と経済成長方式の転換過程の中にIT産業の最新動向を位置づけた点があげられる。そのための理論的分析ツールとしては、著者の前著で採用された「スマイル・カーブ理論」に加えて、M. ポーターを発展させたマルチ・ダイヤモンド・モデル、および国際政治経済学モデルが中軸にすえられている。さらに、著者独自の「2面化されたガーシェンクロン型キャッチアップモデル」が新たに採用されている。また、実証面においては、種々の統計データを加工しながら、IT産業にかかわる労働・人材、固定資本投資、研究開発、輸出入の分析が多面的に遂行されている。この点で、アメリカ商務省、OECD、国連、日本の産業分類とも比較対照しつつIT産業の範囲を確定し、さらにそれを統計データの渉猟にもとづいて深く分析したことは、他書の追従を許さないものとなっており、大いにその学問的貢献が強調されてよからう。

以上の分析の結果、中国IT産業の独自のビジネス・モデルが、海外の資本・技術・市場に大きく依拠しながらも、国内の土地・労働力といった生産要素を活用しつつ、後発性の利益を最大限吸収していることが改めて明らかになった。ところが、このようなIT産業の発展を国際分業構造の中で見た場合、「スマイル・カーブ」のボトム部分に相当する低付加価値部を継続的に担うため、急速に進展する低価格化と技術的陳腐化、そして中国国内における過当競争によって、低い利潤率水準に甘んじざるを得ない段階に入っていることが明らかになった。これがまさに著者の言う「2面化されたガーシェンクロン型キャッチアップ」の実態である。したがって、IT産業が経済全体に占める比率は、今日においてもますます高まりつつあるが、量的にはともかくとしても、質的には中国経済の「リーディング産業」としての役割がかなり制限を持ったものにならざるを得ないことが明確に指摘されている。

このように、本論文では、中国IT産業の現状と課題について詳細な分析・検討がなされている。よって、審査委員会は、本論文が博士学位の授与に相応しいと判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

2007年10月15日に開催された公開審査会においては、本論文の統計処理、現状理解、将来展望等に関して4名の審査委員を交えて活発な討論が展開された。

「2面化されたガーシェンクロン型キャッチアップモデル」に関しては、近い将来新たな第3段

階に到達して低利潤率局面を脱する可能性の有無について議論となり、またITにかかわるアメリカ・台湾・日本等の企業間国際分業構造の中に中国IT産業を位置づける必要性について問題提起があった。さらに、自動車産業などIT産業とは異なる発展経路を示している産業も取り込むことで、より明確に中国経済全体の発展構造が明らかになるのではないかと新たな課題提起もみられた。最後に、申請者に対する今後の要望として、「中国IT産業の発展モデル」をさらに展開して、「中国の経済発展モデル」を従来のモデルと比較対照することによって、開発経済論に対するいっそうの貢献を求めるコメントがあった点も付け加えておきたい。このように、公開審査会での報告と質疑においても申請者が論文の内容について深い理解と洞察力を有し、かつ質問に対して的確な説明を行う能力を持つことが確認された。

審査委員会は、論文の内容と水準に加えて、公開審査会での報告・質疑応答を検討し、申請者が博士号授与にふさわしい学力を有していることを確認した。申請者は中国に留学経験があり、本論文執筆にあたり多数の外国語文献(中国語・英語)を渉猟している。このことから、英語力についても高い能力を持っているものと判断した。以上のことから、本学学位規程第25条第1項に基づき筆記試験による学力確認を免除した。

審査委員会は以上の諸点を総合的に判断し、本学学位規程第18条第2項により、申請者に博士(国際関係学 立命館大学)の学位を授与することを適当と判断した。